

## 子ども手当で負担増世帯は2割 専業主婦世帯も6割が所得純増

週刊ダイヤモンド「データフォーカス欄」、近刊

一橋大学教授 高山憲之

民主党が導入しようとしている子ども手当は1人月額26,000円であり、中学卒業まで所得制限なしで支給される（ただし2010年度は半額）。くわえて民主党は高校の授業料を実質無料化することも約束した。

その見返りとして児童手当を廃止する一方、所得税における扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除の三控除も廃止する。ただし老年者控除を復活させ、公的年金など控除の最低額も20万円、引き上げる方針である。

子ども手当の導入をはじめとする上記の改革が2009年に行われたと想定して推計した結果を報告しよう。

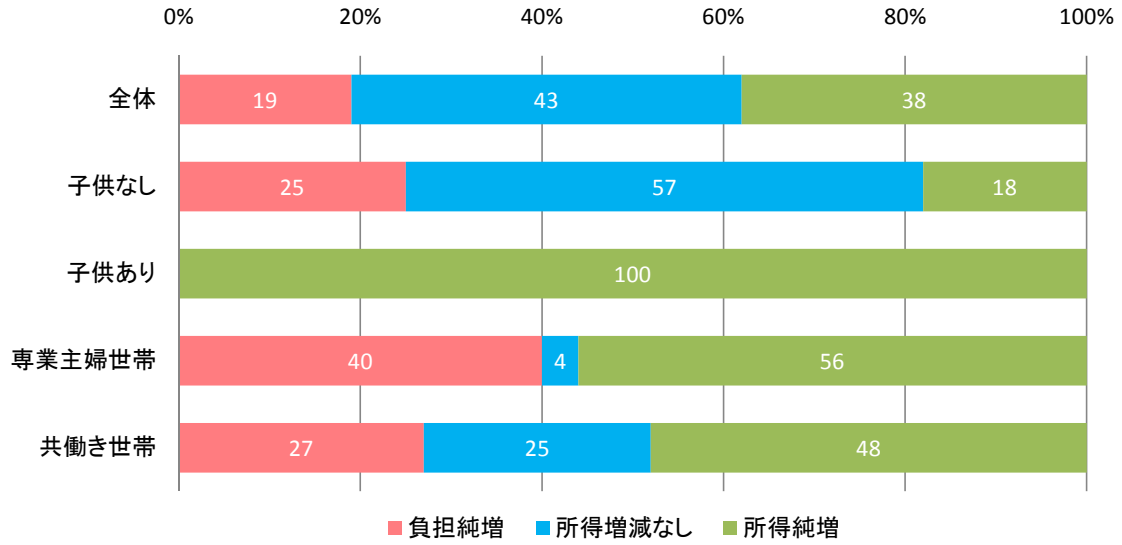
①改革の結果、所得が純増となる世帯は全国5,000万強世帯のうちの38%（全国推計で約1,930万世帯）、所得増減なし世帯43%（約2,170万世帯）、負担純増世帯19%（約940万世帯）である。このうち負担純増となる世帯は17歳以下の子どもが1人もいない世帯にほとんど集中している。負担の純増額は年間で平均4万3,000円と推計された。子ども手当等を導入しても所得が変わらない世帯が意外と多い。

②高校卒業前の子どもがいる世帯は、ほぼ間違いなく所得が純増する。そのような子ども1人がいる世帯で年間18万円の所得純増、子ども2人がいる世帯で41万円純増、子ども3人以上いる世帯で65万円純増がそれぞれ見込まれる。

③専業主婦世帯では所得純増となる世帯が予想外に多く、6割弱を占める。一方、17歳以下の子どもが1人もいない世帯を中心に負担純増となる世帯も4割ある。負担純増となる世帯よりも所得が純増する世帯の方が多い。

④他方、勤労者共働き世帯では、所得純増となるケースが予想より少なく半数弱にとどまる。逆に負担純増となるケースも3割弱ある。共働き世帯の場合、17歳以下の子どもが1人もいない例が半数強あり、そのような世帯では所得の増減がまったくないか、配偶者控除等の廃止によって負担純増となるか、のいずれかである。共働き世帯では所得増減のない世帯が約4分の1を占めており、この点が専業主婦世帯（4%）と大きく違っている。

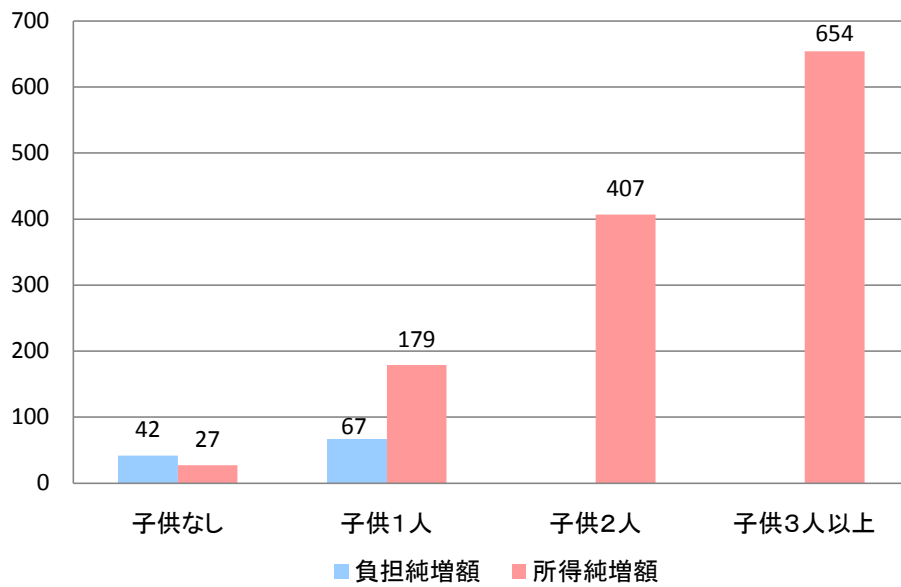
## 子供手当導入による所得の純増減(世帯割合)



注) ここで子供は17歳以下の子供を意味している。

## 子供手当導入による所得の純増減額(年額)

(単位:千円)



注) ここで子供は17歳以下の子供を意味している。